

火の取り扱いには注意しましょう！

これからは、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。より一層、火の取り扱いには注意が必要です。火災から大切な命を守るため、ご家族みなさんで火災予防に努めましょう。

いすみ市内火災発生状況

○火災発生件数

年度	建物火災	林野火災	その他火災	計
25	8	6	16	30
26(4月～11月)	6	2	1	9

(出典：消防年報・消防本部より)

○建物火災の主な原因

(平成25年度)

- ・ ストーブ
- ・ たき火
- ・ 取り灰

(かまどから取り出した灰)

消火器の取り扱いについて

○住宅用消火器

- ・ 火災の種類に応じて適応火災が住宅用消火器に絵で表示されています。初期消火のために、ご家庭に「住宅用消火器」を設置してください。

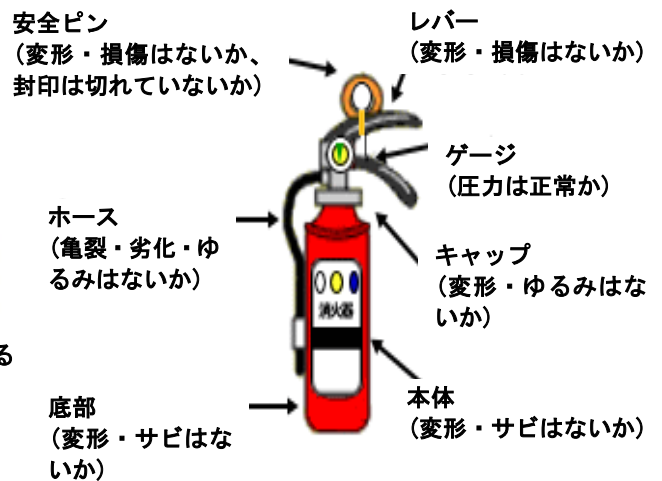


※異常が認められた消火器や不要になった消火器の点検や処分については、購入したお店又は消火器メーカーなどにお問い合わせください。

○消火器の使い方



○日常の点検



○消火器の設置場所

誰もが見やすく、使いやすい所に置きましょう。

- ・ 玄関、階段、居間や寝室、廊下など

消火器の寿命は、その保管場所によって大きく異なります。湿気の多い場所や日の当たる所を避け、転倒しないような工夫をしておきましょう。

■ガスマイコンメーターの取り扱いについて

○マイコンメーターの遮断機能が働く場合

マイコンメーターには次の場合、自動的に遮断する機能がついています。

- ・火の消し忘れなど、ガスの使用時間が異常に長い場合
- ・ホースの抜けなどで異常に大量のガスが流れた場合
- ・震度 5 相当以上の地震が発生した場合

○ガスの開栓再開の注意点

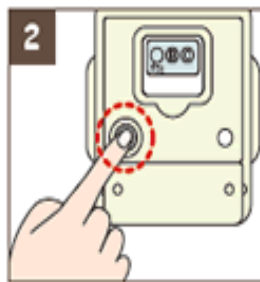
次の場合はガスを使用すると危険です。

- ・ガス漏れやガスの臭いがする時
- ・ガス器具の損傷がある時

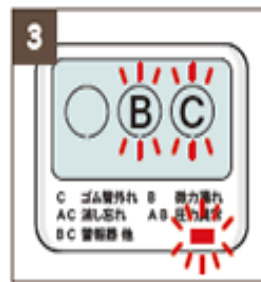
マイコンメーターの復帰方法



器具栓、ガス栓を全て閉めて下さい。



左側のスイッチを押し、すぐに離して下さい。



液晶の文字と赤ランプが点滅します。
約 1 分間お待ち下さい。（安全確認します。）



赤ランプの点滅が止まり、液晶の文字が消えると、ガスが使えます。

※復帰操作の手順が分からないときや、復帰できないときは、販売店へ連絡して下さい。

※液晶の表示方法が異なる場合がありますので、ご注意ください。

■住宅用火災警報器の設置について

○住宅用火災警報器の役割

- ・火災発生時の煙や熱を感知し、いち早く警告音（音声）で知らせてくれる装置で、簡単に取り付けることができます。

○住宅用火災警報器はなぜ必要なのか？

- ・夷隅郡市管内では、条例により、平成 20 年 6 月 1 日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅火災から、大切な家族の命を守るために設置が有効です。火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まりますので、まだ設置していない方は、早期に設置をしましょう。

○住宅用火災警報器の設置状況（平成 26 年 6 月 1 日現在）

いすみ市	夷隅郡市管内	千葉県
38.3%	51%	74.5%

（出典：総務省 住宅用火災警報器の設置率等の調査）

「けしたかな 火の元かくにん もう一度」 「いすみ市防災かるた」 標語より

問い合わせ いすみ市役所 危機管理課 TEL 62-2000